

入学・卒業等に関する細則

(目 的)

第1条 本細則は学則第27条に基づき、本校の入学・卒業等に関する事項を定めるものである。

(定 義)

第2条 入学・進級・卒業等の定義は、次の各号による。

1. 「入学」とは、新学期に際して一般から応募し、所定の入学選考により本校に入学することをいう。
 2. 「転入学」とは、同一校種から所定の審査により本校へ入学することをいう。
 3. 「編入学」とは、異なる校種から所定の審査により本校へ入学することをいう。
ただし、2学年への編入学は原則として認めない。
 4. 「転科」とは、在学中で在学学部科以外の学部科へ転入することをいう。
ただし、転出、転入学部科の両学級担任が転出入を認めることを要し、上級部科への転科は原則として認めない。(注1)(注2)
また、入学直後のもので特に学校長が認めたものは、転科扱いとしない。(注3)
 5. 「進級」とは、在籍学年の正規の課程を履修し、品行方正の者が上位の学年に進むことをいう。
 6. 「休学」とは、病気等の事由により引き続き1ヶ月以上連続して就学することのできない者が、願いにより就学を中止することをいう。
 7. 「復学」とは、前6号の者が就学できる事由を添えて願いにより、休学時の同学科同学年へ就学することをいう。
 8. 「復学転科」とは、前7号の者が復学と同時に休学時の部科以外の学部科への転科をすることをいう。
 9. 「卒業」とは、在籍学年の正規の課程を履修し、品行方正の者がその業を終えることをいう。
 10. 「修了」とは、卒業の認定基準を充足せず、卒業審査会議の審議を尊重し、学校長が認定するものをいう。
 11. 「失格」とは、進級・卒業または修了を認められないことをいう。
 12. 「留年」とは、前11号の者で同一学年に留まることをいう。ただし、同一学部科の同一学年で2回以上、在籍期間を通算して3回以上の留年(留年転科を含む)は認めない。
 13. 「聴講」とは、本校が設置する課程において特定の科目または特定の期間に受講することをいう。
 14. 「退学」とは、次の(1)または(2)をいう。
 - (1) 願いにより学籍を喪失すること。
 - (2) 処分により学籍を喪失すること。
 15. 「除籍」とは、次の(1)または(2)をいう。
 - (1) 学費未納により学籍を喪失すること。
 - (2) 長期間にわたり、無断で就学しないことにより学籍を喪失すること。
- (注1) 上級学部科への転入とは入学資格および修業年限の長短によるものとし、修業年限1年の者が修業年限2年の学部科に転入すること。
- (注2) 進級失格者が転科を希望するときは留年学級より転科したものとする。
(指導要録に失格転科と記載する。留年学級の学籍簿には記載しない)
- (注3) 転科の事務処理はするが、転入先の学部科へ入学したものとして取り扱うものとし、

書類に教務科長がこの旨を記入する。

(卒業証書の授与)

第3条 前条第9号を満足し、かつ所定の学費を納入した者には卒業証書を授与する。

(修了証書の授与)

第4条 第2条第10号を満足し、かつ所定の学費を納入した者には修了証書を授与する。

(試験の目的・種類)

第5条 履修課程における学生の理解度を知り、学習効果を高める為および入学・卒業・修了等の認定の資料に供する目的で次の各号の試験を行う。以下、各試験において定期試験（前・後期試験およびそれに付随する再試験等を含む）実施については、定期試験実施要項に従う。

1. 素養試験
2. 定期試験
 - (1) 前期末試験
 - (2) 後期末試験
 - ア) 卒業試験
 - イ) 進級試験
3. 追試験
4. 再試験
5. 特別試験
6. このほかに入学選考のための入学試験（調査書等の書類及び面接等）及び、編入学試験（編入学に際して必要と認められた者について行う）を行うことがある。なお、編入学試験は、学科目のうち原則として3科目以下とする。

(試験の方法)

第6条 前条の試験は次の方法により実施する。

試験時間 各学科目 50分を基本とする。

出題範囲 原則としてその学期中に学習した範囲から出題し、適切な質および量を有するとともに解答に約40分以上を必要とする問題が望まれる。

(試験の評価)

第7条 前条の試験の評価は次の各号による。

1. 各学科目ごとに100点満点とする。ただし、平常点、出席点として最高20点以内で評価することができる。（この場合の試験は100点満点、その内の平常点分を割合換算し、それに平常点を付加し、100点満点の試験成績とする。）
2. 実習・演習など実技試験をともなう学科目については、期末試験に代えて次により評定する。

平常の授業時間内における、筆記試験点、実技実習点を80点満点、平常点20点満点でそれぞれ評価し、100点満点で評定する。
3. 特別学科目については、教務の許可を得てレポート等により100点満点で評定する。

(成績の評価)

第8条 成績の評価は60点以上を合格点とし、次の各号による。

1. 前期末試験のみ、または後期末試験のみの学科目については、それぞれの点数を評定の成績とする。
2. 前期末試験および後期末試験を通して実施される学科目については、それらの平均点を評定の成績とする。

3. 総評は、総点数を総学科目数で除した点数とする。(相加平均)
進級・卒業の認定ができないものは、失格と記録する。
未受験の学科目があるときは空欄(無記入)とする。
4. 成績の記入については、成績一覧表・成績通知表および成績証明書の成績は原則として点数にて記入するが、点数以外で成績の評価をする場合は次の通りとする。

秀 (S)	優 (A)	良 (B)	可 (C)	不可 (D)
100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	60 点未満

5. 不正行為をしたときは、その答案とその定期試験中すでに受験した学科目の成績すべて0点とする。
6. 定期試験で受験できなかった学科目、および評価が不可の学科目については追試験又は再試験を受けることができる。ただし、不正行為による場合について、本人に著しい改悛の情なき場合は再試験の受験を認めない。
7. 編入学試験に合格した場合、既修の学科目の成績記録などは、そのつど教務の指示に従うものとする。
8. 学科目別成績の平均点数および総評の点数の1点未満については、四捨五入とする。

(進級および卒業の認定基準)

第9条 進級および卒業の認定は次の各条件を充足するものであること。

1. 進級および卒業の成績が各学科目のいずれもがC以上であること。
2. その学年度を通じて換算で出席すべき日数の5分の4以上を出席していること。(注1)
なお、欠席日数の算出は欠課6時間、遅刻12回をそれぞれ欠席1日として換算し、欠席日数に加える。
3. 前1号及び2号の各条件を充足しない者でも学級担任の提議による卒業・進級審査会議の審議により校長に答申し、校長の承認により進級・卒業または修了を認定することがある。(注2、注3)
この場合、指導要録・成績一覧表に、認定による進級・卒業・修了(注4)と記録する。

(注1) 出席日数は、卒業・進級審査会議の前日までに確保されていなければならない。

(注2) 学級担任の提議は、会議開催前に承認を得たものに限る。

(注3) 出席日数に関わる審議は、正当な理由の無い場合は審議対象としない。

(注4) 修了は、出席日数・卒業成績の基準のいずれかを充足していること。また、出席日数が基準に達している場合でも、学業成績は全学科目数の4/5以上が合格点を得ていなければならない。ただし、校長が認めた場合はこの限りではない。

(表彰)

第10条 学業成績が優秀であって性行善良な者に対して、各賞審査会議(学校長の指名により編成される)の審議を経て次の表彰を行う。なお、原則として平均評定80点以上なお且つ、出席状況については皆勤又はこれに準ずる者の中から成績順に上位から選定するものとする。なお、選考順においては、各賞審査会議において別表1に従い選考する。

1. 愛知県知事賞

学業性行とも良好で他の模範である者の中から、昼・夜間部別ごとに1名に対して本校の推薦により愛知県知事が与える。

2. 電波学園賞

学業性行とも良好で他の模範である者の中から、1名に対し電波学園理事長が与える。

3. 学校賞

各科にて、学業性行とも良好である者の中から校長が与える。

4. 一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会長賞
修業期間中の学業・性行とも良好である者の中から 1 名に対し、本校の推薦により愛知県専修学校各種学校連合会長が与える。
5. 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団学習者表彰
学業性行とも良好である者若干名に対し、本校の推薦により一般財団法人職業教育・キャリア教育財団理事長が与える。
6. 功労賞
各科にて、学力優秀、品行方正で主に学校行事等において貢献した者の中から校長が賞状を与える。
7. 皆勤賞
修業期間中皆出席し、かつ学年毎に欠課時数および遅刻回数を欠席日数に換算して 2 日以内の者に校長が与える。
8. 優等賞
進級時に、各科クラス別に学業性行とも良好である者の中から校長が賞状を与える。
9. その他の賞
修業期間中の学業性行とも優良である者に対し、校長の推薦により各種団体・機関の長が与える。

第 1 1 条 在学期間内で必要と認めたとときに行う表彰は、次の各号による。

1. 奨励賞
所定の国家試験（検定試験）などに合格した者に学校長が与える。
2. その他

(その他)

- 第 1 2 条 入学に必要な諸経費は別に定める。
- 第 1 3 条 在学に必要な経費は第 2 条第 4 号、5 号、7 号、8 号、12 号及び、13 号に該当する場合に納入するものとし、その額については別に定める。
- 第 1 4 条 第 2 条第 14 号および同条第 15 号による退学および除籍の日は、願い書を受理後、校長がそれぞれ承認または処分した日とする。
- 第 1 5 条 修業年限が 1 年未満の学部科についても本規定を準用する。

(出欠席の取り扱い等)

- 第 1 6 条 出欠席の取り扱い等については、別に定める。

(附 則)

1. 本規定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
3. 本規定は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
4. 本規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
5. 本規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
6. 本規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
7. 本規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
8. 本規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
9. 本規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
10. 本規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
11. 本規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

<各賞選考順>

1. 愛知県知事賞
2. 電波学園賞
3. 学校賞
4. 愛知県専修学校各種学校連合会会長賞
5. 職業教育・キャリア教育財団学習者表彰
6. 功労賞
7. その他の賞